

令和3年度

あかしこども応援助成金

地域のこども支援活動に助成！

応募要領

◀ 募集期間 令和3年4月15日（木）～ 5月14日（金） ▶

あかしこども応援助成金とは

あかしこども財団では、市内で行われる児童健全育成活動や子育て支援活動に対して助成します。



今年度の申請書受付は、
郵送又はメールにて
行っております。

助成の対象となる活動

児童健全育成や子育て支援活動を目的として、市民グループが主体的、継続的に実践していく活動をいいます。

- ◇児童健全育成活動：地域における児童虐待や青少年非行の防止、早期発見、早期対応に資する活動
- ◇子育て支援活動：地域における次代の親の育成の視点からの活動や子育ての不安や負担感を軽減するための活動

ただし、次のような活動は対象外です。

- ① 営利、政治、宗教的な活動
- ② 特定会員のみを対象とした活動

助成の対象となる活動の実践期間

令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間に、年間を通じて実施する活動を助成対象とします。（地域学習支援コースは令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

助成コース内容

区分	団体要件	助成金額
①チャレンジコース	子どもへの支援活動を行っている市内在住の方5名以上で構成されているグループ	上限10万円
②サポートコース		上限5万円
③地域学習支援トライコース		上限40万円
④地域学習支援サポートコース		上限20万円
⑤未来のパパ・ママコース	市内の同一中学校・高等学校に在籍する生徒及び担当教諭で構成されたグループ	上限4万円

◆ 助成コースの詳細説明

① チャレンジコース



児童健全育成活動、子育て支援活動が対象。ただし、チャレンジコースの助成は、1グループにつきそれぞれ3回を限度とし（2013年度（平成25年度）からの市の「こども基金助成金」より起算）、その後は同コースへ申請できません。

② サポートコース



児童健全育成活動、子育て支援活動が対象。申請回数に限度はありません。

③ 地域学習支援トライコース（新設）

- ・対象者：小学生以上の子ども
- ・活動内容：勉強を苦手とする子どもたちへの学習指導等
- ・活動回数：年間30回程度（回数が基準に満たない場合は事前にご相談下さい）
- ・活動体制：少人数制（ボランティア1人につき、子ども1～4人）で学習指導ができる体制であること



④ 地域学習支援サポートコース

- ・対象者：小学生以上の子ども
- ・活動内容：放課後等に、子どもたちが安心して学習することができる居場所づくりや、勉強を苦手とする子どもたちへの学習指導等
- ・活動回数：年間30回程度（回数が基準に満たない場合は事前にご相談下さい）



⑤ 未来のパパ・ママコース

生命の尊さ、家庭の大切さについて理解を深めるため、中学生・高校生自らが主体的、自主的に計画し、実践していく活動が対象。

※1校1グループのみ申請可能です。



助成コース【地域学習支援トライ・サポートコース】Q&A

Q1 子ども達への学習支援を2か所（年間30回程度ずつの開催）で行っています。2か所分の申請は可能ですか？

A1 条件を満たせば、同一グループで複数か所分の申請が可能です。



Q2 指導内容に指定はありますか？

A2 算数・国語・理科・社会・英語の基礎学力向上につながる学習指導や学校の宿題等の指導をお願いします。また、体験学習を実施予定の場合は、事前に財団にご確認ください。内容によっては、助成金の対象とならない場合がございます。

◆ 注意事項

- 1 助成を希望されるグループは、申請書にあかしこども応援助成金申請チェックシート、活動計画書、収支予算書、グループの概要及びグループメンバー名簿などを付けてご提出ください。申請書や活動計画書などを審査し、助成の適否、助成の額を決定します。
- 2 **①・②のコースはいずれか1つを申請できます。**
- 3 実態として構成メンバーや対象者が同一のグループは、1グループとみなします。
- 4 同一の活動で、あかしこども財団の他の助成金を受けることはできません。

助成の流れ

活動の公募
令和3年4月15日～5月14日

○助成を希望する団体は、助成金交付申請書に活動計画書などを添えて提出ください。

審査
令和3年6月上旬



助成活動の決定・通知
令和3年6月中旬

○申請書や活動計画書などを審査し、助成の適否、助成の額を決定し、通知します。

助成金の請求・支払

○助成決定された団体は、請求を行います。また、請求後に助成金が支払われます。

活動の実施
～令和4年2月28日
(③④は令和4年3月31日)

○助成決定された団体は、活動を行います。

実績報告書の提出・助成金の精算

○活動終了後10日以内に実績報告書等を提出いただきます。内容を審査し、助成金の精算を行います。

応募方法

助成申請書をあかしこども財団までに郵送かメールでご提出下さい。

令和3年5月14日（金）必着とします。

【提出先】一般財団法人あかしこども財団

〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通 1丁目 4-7 西日本こども研修センターあかし

E-mail info@akashi-kodomo-zaidan.jp

※ 助成金申請書等は、あかしこども財団のホームページからダウンロードできます。

※ 希望者には郵送又はメールで送付いたしますので、ご連絡ください。



助成グループの決定方法

※ 審査の前に、ヒアリングを行うことがあります。

① チャレンジコース、サポートコース、地域学習支援トライコース、地域学習支援サポートコースにはじめて申請される団体については、申請事業についての説明・PR（プレゼン）を行っていただき審査します。※ 6月中旬に説明・PR（プレゼン）審査会を行います。日程は追ってご連絡します。

② 未来のパパ・ママコースや、各コースへの申請が2回目以降の場合は、書類審査となります。

審査基準

① 公益性

その活動に公益性が認められるか など

② 実現性

活動計画やスケジュールが適切であるか。課題解決の具体的手法が目的実現に合致しているか など

③ 効果性

児童健全育成、子育て支援などにおける課題の解決への効果が大きいかなど

④ 継続性

対象となる活動に継続性があり、今後さまざまな活動に広がる可能性があるかなど

⑤ 発展性

より活動の水準を高め、幅広い活動にしていこうとしているかなど

審査についてQ&A

Q1 助成金は申請額どおりに受けられますか？



A1 助成額は審査により決定しますので、申請額よりも減額となる場合があります。

Q2 過去に3回チャレンジコースへ申請していますが、今回も申請できますか？

A2 チャレンジコースの助成は、1グループにつきそれぞれ3回を限度とし（2013年度（平成25年度）からの市の「こども基金助成金」より起算）、その後は同一コースへ申請できません。

Q3 昨年度までチャレンジコースに申請していましたが、今回から同内容でサポートコースに申請をする予定です。審査方法はどのようになりますか？

A3 サポートコースでのお申込みの経験が無い場合、審査方法は説明・PR（プレゼン）審査となります。

実績報告書の提出

活動完了後10日以内に、実績報告書を提出していただきます。

提出された実績報告書を確認のうえ、助成金の精算を行います。助成金の交付額が実支出額を上回るときは、その差額を返還していただきます。



助成の対象経費

次表に示す経費については、「対象経費」とします。ただし、各グループが申請した期間に直接支払った費用を対象とします。



項目	内容
消耗品費	事務用品、文房具、活動資材購入費(工作材料、調理材料、絵本や紙芝居購入費、啓発資材の購入費用)など ※ 商品単価が1万円未満のもの ※ 飲物代(1人150円程度)、活動に要する調理材料費は対象とします。
印刷費	コピー代、写真プリント代、資料・チラシ作製費など
食糧費	地域学習支援コースの参加者交流会等における茶菓子(限度額1万円)
保険料	活動上必要となる保険の掛金
使用料	施設の使用料、駐車場使用料など
通信費	郵送費(切手・はがき代など)
謝礼金	研修会等における講師謝礼金、①グループメンバーに係る謝礼金、②グループメンバー以外のスタッフに係る謝礼金 ① チャレンジコースと地域学習支援サポート・トライコース:1団体5千円/年 サポートコース:1団体3千円/年 ② 地域学習支援サポート・トライコース:1人2千円/1回
旅費	講師、グループメンバー、グループメンバー以外のスタッフへの旅費(公共交通機関のみが対象)。実費支払いを原則とします。 ※ 参加者の旅費は対象外となります。 ※ 車での移動による旅費(ガソリン代等)は対象外となります。

※ グループメンバーとは、助成金交付申請書に記載したメンバーを指します。

助成の対象外経費

次表に示す経費については、「対象外経費」とします。

項目	内容
人件費	グループメンバーに係る人件費
食糧費	・ 参加者、講師等に対する弁当・お菓子代など ・ グループメンバーの会食に係る経費
参加者記念品代	・ 参加者に対する記念品や参加賞など ・ 不特定多数の人に配分するものを購入するための経費
備品購入費	単価が1万円以上の物品、事務用品を購入するために要する経費
その他	・ 宗教的活動、政治的活動のための経費 ・ 玉串料など宗教団体等に支払われる経費 ・ 政治団体等に支払われる経費 ・ その他、慶弔費や見舞金などの経費 ・ 事業を実施するにあたって、具体的な用途が定まっていない経費 ※ 助成対象経費でも、領収書が無いなど用途が不明な経費や、領収書の宛名が異なるものは、助成の対象外となります。

対象経費についてQ&A



- Q1 参加者の食糧費（弁当・お菓子代）を助成金から支出することは認められますか？
A1 原則、参加者やスタッフ、講師への食糧費は助成金の対象とはなりません。ただし、地域学習支援トライコース・サポートコースのみ、参加者の交流会等における茶菓子（限度額1万円）は助成金の対象となります。
- Q2 参加者、グループメンバー・スタッフ、講師への飲物代について、助成金から支出することは認められますか？
A2 1人150円程度までは、助成金の対象となります。
- Q3 単価が1万円以上する物品について、助成金から支出することは認められますか？
A3 助成金の対象とはなりません。
- Q4 グループメンバー・スタッフへの謝金について、助成金から支出することは認められますか？
A4 グループメンバーへの謝金については、チャレンジコースと地域学習支援サポート・トライコースは1団体で年間5千円、サポートコースは1団体で年間3千円の範囲内で可能です。また、**グループメンバー以外のスタッフへの謝金については、地域学習支援トライコース・サポートコースは1人あたり1回2千円の範囲内で可能です。あくまで限度額ですので、支出額は団体で話し合ってください。**
- Q5 公共交通機関を利用せず、車で移動をしました。その際、ガソリン代として助成金から支出することは認められますか？
A5 車で移動した際の旅費は助成金の対象とはなりません。ただし、駐車場代は助成金の対象となります。
- Q6 スタッフ間で連絡を取る際に電話を使っています。電話料金を助成金から支出する事は認められますか？
A6 電話料金は助成金の対象とはなりません。

【お問合せ先】

一般財団法人あかしこども財団

〒674-0068

明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7 西日本こども研修センターあかし

TEL 078-920-9670 FAX 078-920-9671

E-mail info@akashi-kodomo-zaidan.jp

<受付時間> 火～土曜日（祝日除く）8:55～17:40

